

令和4年第12回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年11月7日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	舩木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
15番 河野 芳徳 16番 山縣 由明

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (7) 広島農業振興地域整備計画書の変更に係る意見聴取について
- (8) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (6) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 遊休農地について

・その他

- (1) 令和5年度市長意見書の提出・議長要請結果報告について
- (2) 広島市議会決算特別委員会 農業関係質疑の要旨
- (3) 令和4年度第4回地区協議会の日程について
- (4) 令和4年11月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

こんにちは。先日 3 1 日に市長・議長へ意見書を提出しました。また後ほど説明しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和 4 年第 1 2 回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者はいません。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。1 5 番、河野委員、1 6 番、山縣委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 5 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

事務局の有馬と申します。

議案第 1 号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第 3 条の許可申請 5 件について説明します。議案の 3 ページをご覧ください。

1 番は、譲受人が利用権設定により耕作してきた農地及びその隣接地を取得するものです。

2 番及び 3 番は経営規模拡大のため、自宅に隣接する農地を取得するものです。

4 番は、7 月総会で 3 条許可した農地の隣接地を追加で取得するものです。

5 番は、新規に就農するため、使用貸借権を設定するものです。水稻を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

これらの案件は、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議 長（福島会長）

議案第 1 号について、担当委員の意見を伺います。

1 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。1 番の案件は、1 0 月 1 8 日に己斐委員、事務局職員 2 名と現地を確認しました。申請地は、譲受人が譲渡人から長年借用していて、このたび所有権を移転し、継続して使用するというものです。現地は、本年の稲刈りが済んだ状態で周囲も管理されており、問題ないと思います。

議 長

2 番、3 番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。2番、3番は、令和4年10月18日火曜日に岩重委員、事務局職員と現地調査を行いました。

2番は、譲受人の家の敷地に東西に長く接し、3番は、2番の西側に同じく東西に細長く接した農地です。いずれの案件も譲渡人は地区外に居住されており、高齢で所有地の管理が出来ないので、譲受人が自主的に草刈りをされていたそうです。譲受人の自宅の前後には、他者の太陽光パネルが設置されており、西側にもパネルを設置されると困るということもあって、自宅から近い農地を規模拡大するために取得し、自家野菜を栽培する予定です。現地は草刈りもされ、耕運されておりました。いずれの案件とも異議ございません。

議 長

4番、高畠委員。

高畠委員

11番の高畠です。4番についてですが、以前許可しました農地に隣接する土地の所有権移転でございます。わずか3.7㎡でございますが、このまま放っておいたら無管理になるといったところで、以前申請されました譲受人が引き継ぎ、今後は畑として利用されるということで、問題ないと思います。

議 長

5番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。10月19日に児玉委員、事務局職員と現地調査をしました。譲受人は、譲渡人の孫で、新規就農であります。問題は無いと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、5件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。議案の4ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、三篠川の河川改修工事により工事区域内の既存住宅を取り壊し、申請地に住宅を建て替えようとするものです。

2番は雑種地への転用事案で、申請地で開園予定のイチゴ観光農園の来客者用駐車場、進入路及びトイレ等として申請地の一部、9,030㎡のうち3,091.5㎡を利用しようとするものです。

1番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

2番は、農振農用地区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の軽微な用途区分の変更を行い、申請地を農業用施設用地に変更し、農産物生産及び販売施設として来客者用駐車場等を設置しようとするものであるため、農地法第4条第6項ただし書き「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするとき」により、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年10月4日付けでされており、用途区分が変更されたことを確認しています。

また、本件は農用地区域内農地かつ第1種農地に該当するため、本総会で承認されますと、11月18日金曜日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。

1番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。1番は、令和4年10月18日火曜日に事務局職員2名と現地調査を行いました。この案件は、平成30年7月豪雨災害の影響による河川の災害復旧工事に伴う立ち退きのため、住宅1棟平屋建てで建て替えを行う申請です。申請地は近隣の復旧工事により整備されておりまして、土蔵と柿の木が数本立っていました。現地は、県道と河川敷との間に位置しておりまし

て、付近の農地、耕作物に対する被害も無く、異議はございません。

議 長

2 番、船木委員。

船木委員

1 4 番、船木です。2 番は、令和 4 年 9 月 2 0 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。譲受人が、イチゴ農園の来客用駐車場及び進入路、トイレ等を設置するもので、周囲の農地はほ場整備地で、来場車両の路上駐車により、他の農地の農作業の支障とならないよう駐車場を整備し、砂利を敷き詰めるものです。駐車場は 5 5 台分のスペースです。1 2 月に工事を終了し、令和 5 年 1 月からイチゴ農園をオープンする予定で問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

吉田委員

2 番についてお聞きします。農振農用地、第 1 種農地で基盤整備された農地と説明いただいたと思いますが、1 筆が 9, 0 3 0 m²の農地を分筆して、その一部を今回利用するということですか。

また、受付施設、作業場、倉庫、こういったものは仮設なのか、本設であれば通常建築確認が必要ですが、それが必要な建物でしょうか、お聞きします。

事務局（有馬主査）

お答えします。9, 0 3 0 m²というのは、公簿地積で、その一部にイチゴのハウス等がありそのイチゴのハウスの部分を除いた部分に駐車場の拡張とか、廃菌床置場、受付、それに通じる通路について転用を行うということです。設置する施設につきましては、計画を見ると一時的な建物ということでは無いようです。建築確認を要する案件かどうかという部分につきましては、まだ確認ができておりませんので、確認し、報告します。

吉田委員

そうですね。1 点が 1 筆で 9, 0 3 0 m²という面積があるのかなと。随分大きな 1 筆ですよ。基盤整備だと大体 3, 0 0 0 から 4, 0 0 0 m²くらいだと思うのです。もう 1 点は、建物と設備のことについては、また後日回答いただくということにさせていただきます。

議 長

それでは、その他ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

質問についてはまた、後日確認してから回答したいと思います。

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2番を除く1件を許可することに決定いたします。

2番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、議案番号の5番は〇〇委員に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、はじめに議案番号5番を除く9件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請のうち5番を除く9件について説明いたします。議案の5ページ及び6ページをご覧ください。

1番、8番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、資材置場として利用するものです。

2番及び10番は、雑種地への転用事案で、申請地を借り受け又は譲り受け、トラックの駐車場、自家用の駐車場、農機具置場として利用するものです。

3番、4番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電施設及び進入路として利用するものです。

6番は雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、河川の護岸工事用のための仮設道路として利用しようとするものです。転用期間は許可日から令和4年12月31日までとなっています。

7番、9番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、7番は農家住宅、8番は既存宅地への進入路及び自家用駐車場として利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番、2番、6番及び8番から10番の案件は、既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には経緯書もしくは始末書を添付させています。

本案件は、本総会で承認されますと農業委員会の会長名で許可することとなります。
以上で議案第3号の5番を除く9件の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。

1番、山本委員。

山本委員

4番山本です。1番につき報告いたします。10月17日に事務局の方と現地を確認いたしました。現地は既に砂利を敷き、転用済みでした。周辺に農地はなく、特段影響は無いと思います。

議 長

2番、溝口委員。

溝口委員

5番の溝口でございます。去る10月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。周りに農地もなく、問題ないと思われます。

議 長

3番、4番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。3番、4番の案件は、10月18日に事務局職員2名と現地を確認しました。二つの申請地は譲受人が同じ申請なので、まとめて説明をします。先に4番ですが、令和4年5月の総会で農振除外の審議をし、この度太陽光発電施設の転用申請が出ております。その隣接地を、メンテナンス通路として使用するための転用申請が3番の申請地になります。現地は休耕地で周囲は既に太陽光パネルが設置されており、周辺農地への影響はないと思われますので、転用は問題ないと思います。

議 長

6番、沼田委員。

沼田委員

12番、沼田です。6番の案件は、災害復旧工事のために農地を進入路として一時転用するものであり、付近に農地はないので問題はございません。

議 長

7番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。10月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。この案件は、安芸区に居住する譲受人が、両親の住んでいる安佐北区に帰られて、農業を始めるために家を建てるもので、場所は両親の家と隣の譲渡人宅との間に申請地があり、所有権を移転し、ここに建築するものでございます。周囲への影響もなく、問題はないと思います。

議 長

8番、9番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。8番及び9番については、10月17日に私と事務局職員2名で現地調査しました。

8番について説明します。申請地は、重機、土砂、木材、金属等が置かれていました。譲渡人は、雑種地として譲受人に所有権移転しようとするものです。申請地は、令和元年より譲受人に資材置場として賃借しておりました。周辺農地等に被害は無いと思われまますので許可相当と認めます。

9番について説明します。申請地は、譲渡人が相続により取得した土地で、休耕となっており、譲受人が隣接する建物への進入路及び駐車場として利用するため、所有権移転するものです。周辺農地等に被害は無いと思われまますので許可相当と認めます。

議 長

10番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。10番の案件は、令和4年3月18日に農振除外ということで事務局職員2名と現地調査を行っております。この度譲受人が不在地主の約118㎡を取得し、生活上必要な用途で活用されるということで異議ございません。

議 長

それでは、その他ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、5番を除く9件を許可することに決定いたします。

続いて、議案第3号議案番号5番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、議案番号5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の5番について説明いたします。議案の5ページをご覧ください。

5番は、雑種地への一時転用事案で、申請地を河川改修工事のための仮設道路、現場事務所、肥土置場として利用するものです。転用期間は許可日から令和5年9月30日までとなっています。

また、本件とは別の申請で、主要地方道広島三次線から河川改修工事の現場までの仮設道路の一時転用申請が10月28日付けで提出され、12月総会で審議を予定しており、本件と併せて一連の仮設道路の許可申請となります。

本案件は農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農地であり、その許可方針は「原則として許可しない」となっていますが、審査基準「第2立地基準の1(2)ウ(ア)」により「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」に該当し、各不許可の例外に該当するものと思われます。

本案件は、農振農用地であるため、本総会で承認されますと、11月18日金曜日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号、議案番号5番の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺いします。5番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。5番は、令和4年10月18日火曜日に事務局職員2名と現地調査を行いました。この案件は、平成30年7月豪雨の三篠川災害復旧工事用道路及び現場仮設事務所2棟、肥土置場、駐車場として使用するものです。令和4年10月13日付けで農地の一時転用に係る農地復元計画書が添付されており、異議はありません。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、5番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案第3号の議案番号5番について許可することと決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。それでは、議案の7ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注の東広島バイパス建設工事のため、〇〇株式会社が一時転用許可を受け、賃借していた資材置場用地を、〇〇株式会社が承継し、引き続き〇〇株式会社がバイパス下部工事の資材置場用地として一時転用期間を令和5年11月15日までとする事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。10月17日に事務局職員2名と現地調査しました。申請人は、東広島バイパス工事のため、〇〇株式会社が一時転用許可を受け、賃

借していた資材置場用用地を〇〇株式会社が承継し、さらに〇〇株式会社が引き続き同じ用途で一時転用するものです。転用期間は承認後から令和５年１月１５日までとなっています。周辺に被害は無いものと思われますので、許可相当と認めます。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、１件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第５号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、２件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第５号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則２０年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で適正に管理が行われているか、耕作しているか、などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の８ページをご覧ください。今回、２件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりでございます。この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第５号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

１番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。去る10月19日、事務局職員2名と一緒に現地を確認いたしました。イチジク、カキの果物等、またオクラ、ナス等しっかり管理されており、問題はありません。

議 長

2番は私が担当ですので、説明いたします。10月19日、事務局2名と現地を調査いたしました。適正に管理されており、問題ないと思います。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてでございますが、議案番号の19番から21番、67番は〇〇委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに議案番号19番から21番、67番を除く88件を上程します。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号19番から21番、67番を除く88件について説明いたします。

農家等からの利用権設定の申出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和4年10月14日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の9ページから25ページをご覧ください。農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。利用権設定の新規分として56件、継続分と

して利用権設定の終期が本年11月30日までとなっている計画の更新が30件、所有権移転が2件となっております。

なお、新規分のうち議案番号30番を始め、番号部分に網掛けをしている17件は、広島市農林水産振興センターが“ひろしま活力農業”経営者育成事業の研修生、以下「活力生」と言います、3名の実地研修農地として借り受けていたものを新規就農に伴い、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、以下「農地中間管理機構」と言います、から転貸を受け、耕作を継続するもので、実質的に地権者、貸主と利用者、借主の状況は変わらず、耕作状況も変更がない案件のため、新規分ではございますが担当委員の意見については省略させていただきます。

また、先ほど述べました活力生3名のうち、議案番号55番から59番の佐伯区湯来町に就農の〇〇氏については、同町に居所を構えるに当たり、住宅に付随する農地3筆、計〇〇㎡を令和4年9月6日付けで農地法第3条許可を受けて取得していますので、権利設定後の耕作面積はこれを含めたものとなっています。

新規分について説明をいたします。1番、23番、25番から27番及び48番は、新規に就農するものです。なお、23番及び25番から27番は観光ブルーベリー農園の共同経営者である借受人が〇〇氏から経営を引き継ぐものとなります。

また、48番は、利用権設定後の耕作面積は一般基準である下限面積の10アールは満たしておりませんが、借受人は令和3年11月30日公告で利用権設定を受けた〇〇氏の共同経営者であり、1年程度の耕作経験を有しており、特例基準である「一定の耕作経験を有する者で、広島市長が認める者」に該当するため、この場合の借入地である1アール以上の要件を満たしてあります。

2番から7番、12番、17番、22番、24番、28番、29番、41番及び42番は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

8番から11番、14番から16番及び37番から40番は、経営規模拡大のため、地権者から農地中間管理機構が借り受け、利用者、うち8番から11番については法人に転貸するものです。

49番から54番は、活力生第〇〇期生である〇〇氏の実地研修のため、広島市農林水産振興センターが1年間借り受けるものでございます。

続きまして順番は前後しますが、所有権移転分の2件について、新規分の13番、及び18番と関連がありますので、一括して説明いたします。議案の25ページをご覧ください。

91番、92番で利用権の設定を受け〇〇氏が取得した農地を、11ページと12ページにありますとおり、新規分の13番、18番で自身が代表を務める株式会社に賃借権を設定するものです。

基盤法の規定により、利用権の設定等を受ける者は、農用地の全てを効率的に利用し、かつ必要な農作業に常時従事すると認められることが必要ですが、農地所有適格法人の構成員が当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うた

め利用権の設定等を受ける場合は、本要件の適用が除外されています。また、これを担保するため、構成員が受ける利用権の設定等と、構成員が農地所有適格法人に対して行う利用権の設定等は同一の農用地利用集積計画において行う必要がありますが、本件はこの要件を満たしております。

農用地利用集積計画により農用地域内の農地等を所有権移転した場合、譲渡人については譲渡所得に係る所得税算定において800万円の特別控除が受けられ、譲受人については登録免許税の軽減、不動産価格の1,000分の20が1,000分の10に軽減、及び不動産取得税の軽減取得価格の3分の1を控除、税制上の特例及び不動産登記においては、市町村による嘱託登記を受けられる特例があります。

なお、先ほど述べました税制上の特例のうち、譲受人が認定農業者等であることが要件となっている登録免許税の軽減については、株式会社を開業するに当たり、法人として令和3年9月8日付けで農業経営改善計画の認定を受けており、〇〇氏の認定は前日をもって辞退されているため、適用されませんが、その他の税制上の特例は適用されます。

続いて継続分につきまして、内容は議案のとおりです。

上程した88件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和4年11月30日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案第6号の議案番号19番から21番及び67番を除く88件の説明を終わります。

議 長

議案番号19番から21番、67番を除く88件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分30件については、引き続き営農活動が行われております。新規及び所有権移転分58件のうち、意見聴取不要案件を除いた41件について、担当委員のご意見をお伺いします。

1番から12番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。10月30日に全ての農地の現地調査を行いました。1番の利用権設定者は高齢で作付けが困難となり、地域で法人としてハウス栽培を行っている人が今回は個人として水稻の栽培をするために設定するものです。

2番から7番の利用権設定者は、高齢等で作付け困難なため、地元の農事組合法人が野菜の作付けを拡張するものです。

8番、9番、それから10番、11番は、2番から7番とは別の地元の農事組合法人が中間管理機構を通して借り受け、水稻の作付けを拡張するもので

す。

12番の利用権設定者は、遠隔地に居住し、作付け困難なため、地元活力農業者が野菜の作付けを拡張するものです。

いずれの農地も適正に管理されており、農地の有効活用は図られるものと期待しております。特に問題等はありません。

議 長

13番から18番、91番、92番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。13番から18番、91番、92番の案件の現地確認は、10月24日に実施しています。

13番の現地はパイプハウス内で軟弱野菜を栽培され、周囲も管理されており、問題ないと思います。

14番から16番は、農地中間管理機構を通じての賃借で、現地はパイプハウス内で軟弱野菜が栽培され、周囲も管理されており、問題ないと思います。

17番は、本年の稲刈りが終わり、周囲も管理されており、問題ないと思います。

18番は、現地もきれいに管理されており、問題ないと思います。

また、91番、92番の案件もきれいに管理されており、問題ないと思います。

議 長

22番から29番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。22番ですが、〇〇農園が現在イチゴハウスとしている北側の△△氏所有地を来春から規模拡大のため、借り受ける予定となり、市道を挟んだ北側の農地を代替地として借り受け、△△氏が水稻栽培を行う案件で、異議はありません。

23番、25番、26番、27番は、ブルーベリーの観光農園として、当初借り受けていた〇〇氏が体調不良によりまして、共同経営者である△△氏に借受人を変更し、観光農園の継続をする申請でございまして、問題はないと思います。

24番は、〇〇農園がブドウ栽培の規模拡大のため借り受ける申請で、貸人である所有者は高齢でもあり、息子も体調が思わしくないことから、借り手を探しておられたのですが、たまたま〇〇農園が借り受けることとなった案件で、異議はございません。

28番、29番は、認定農業者である〇〇氏がタマネギ及び季節野菜の栽培のために規模拡大するものです。28番は、所有者が県外に居住されておしま

して、管理ができないということです。２９番は所有者が高齢で、後継者は遠隔地に居住しています。耕作希望者を地区の〇〇推進委員に依頼されていた案件で、遊休農地解消に繋がり、貸手も喜んでおられました。異議はございません。

議 長

３７番から４０番、高島委員。

高島委員

１１番、高島です。３７番から３９番の農地につきましては、所有者及び区役所職員と１０月２６日に現地を確認しております。借主は現在可部の〇〇で野菜出荷グループに所属しており、そこで農地を借りて農業経営をしていましたが、地主から返却を求められ、新たな農地を探していました。今度は△△地区で、約４反２畝を１反あたり１万５千円くらいで借り受けるものです。若くもあり、一生懸命、今農業をやっています。全然問題ありません。

議 長

４１番、４２番、谷口委員。

谷口委員

１３番、谷口です。利用権設定を受ける〇〇氏は、広島市の農林水産振興センターで、ふるさと帰農者としての研修を卒業されています。少しずつですが、堅実な経営基盤の強化を図っており、この春、３月でしたか、２棟目のハウスを完成されて野菜等を栽培されています。現地はしっかり管理されており、また、ご自宅より歩いてすぐのところで、４１番、４２番とも問題ないと思います。

議 長

４８番から５４番、吉田委員。

吉田委員

１７番、吉田です。４８番の案件は、先ほど事務局から説明がありましたように、近年当地に大豆等で就農した青年で、地元推進委員からの情報では、トマトのハウス栽培を目指すことから、良いことであり、期待しています。異議ありません。

４９番から５４番は、一括しますが、次期活力生の新規就農を見据えた土地であり、１０月２９日に現地調査を行いました。基盤整備地で、今年の水稲耕作後の管理も非常に良く、農用地利用集積に適した優良地であり、期待しているところで異議ございません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので議案第6号の19番から21番、67番を除く88件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。続いて、議案番号19番から21番、67番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の議案番号19番から21番及び67番の4件について説明いたします。

議案の12ページをご覧ください。利用者が申請地を借り受け、水稻を栽培するものです。

続いて、議案の21ページをご覧ください。利用者が申請地を借り受け、引き続き水稻を栽培するものです。

本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和4年11月30日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案番号19番から21番及び67番の4件の説明を終わります。

議 長

議案番号19番から21番、67番について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分67番については、引き続き営農活動が行われております。新規分3件について、担当委員のご意見をお伺いします。19番から21番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。19 番から 21 番は、今まで稲作をされていましたが、今回利用権を設定し、引き続き水稻の栽培を行う案件でございます。10 月 19 日現地調査の時は、稲の刈り取り前でございますして、適正に管理されていまして。異議はございません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第 6 号の 19 番から 21 番、67 番の 4 件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案第 6 号の議案番号 19 番から 21 番、67 番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第 7 号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について 17 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 7 号については、ページ数が多いため、別冊としましたが、担当委員の意見を聴取する案件については、議案 26 ページから 28 ページに記載しております。確認する資料が複数となり申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

議案第 7 号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について説明いたします。本件につきましては、別冊 1 の 1 ページの説明にありますように、広島市が当初に計画していた農業振興地域整備計画を変更しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見の照会があったものです。変更内容は、議案に記載しているとおりです。

今回、ご審議いただくのは、令和４年８月末までに「土地利用計画変更申出書」が提出されたものです。農地法第４条許可申請予定の案件が２件、農地法第５条許可申請予定の案件が８件、非農地証明に係る案件が５件、携帯電話基地局設置に係る案件が２件、合計１７件、２１筆を農用地区域から除外しようとするものです。

また、農用地区域へ編入するものではありません。

その他、過去に佐伯区湯来地区で地籍調査を行った成果による分合筆及び地目変更等に伴い、別冊１の７ページから５８ページのとおり農用地区域から除外又は同区域に編入を行うものがあります。今回は大字葛原字西日浦外１１地域について行います。

農用地区域から除外する案件のうち、農地法第４条・５条の許可申請予定となる案件の詳細は、議案の２６ページから２８ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」のとおりです。

審議事項の案件ごとに、議案の表の右端の理由欄に関連する番号を「別紙農地法第４条許可申請予定の○番」と記載しております。

農地法第４条・５条の許可申請予定の案件については、いずれも担当委員と事務局職員が現地調査を行っています。

この度の農業振興地域整備計画の変更につきまして、広島市は、農業委員会の意見聴取の後、広島県との事前協議、広島市農業振興対策審議会への諮問等を経て、今年１２月下旬に農振法第１１条に基づく公告が行われる予定であり、農地転用許可申請は、この公告後に受付けることとなっております。

以上で議案第７号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、議案の２６ページから２８ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」の「１．農地法第４条許可申請予定のもの」の１番から順次、担当委員のご意見をお伺いします。最初に農地法第４条許可申請予定のものについて、１番、谷口委員。

谷口委員

１３番、谷口です。１番の案件につきましては、自分の土地に家を新築されるもので、周辺には工場及び駐車場、そして休耕地となっており、周囲への影響もなく、問題はないと思います。

議 長

２番、船木委員。

船木委員

１４番、船木です。２番は、令和４年９月２０日火曜日に事務局職員２名と現地調査を行いました。自宅から通いで農業を行うため、作業、休憩所１棟３

0 m²と倉庫 1 棟 1 2 m²及び作業場を設けるもので問題はありません。

議 長

続いて農地法第 5 条許可申請予定のものについて、1 番、浅元委員。

浅元委員

7 番の浅元です。9 月 2 1 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。1 番の案件については、以前より住宅敷地として利用しており、地目が田畑であるものの、実質は納屋が建っており、小規模な家庭菜園のかたちで土地が使用されていました。この度農地転用者の方、譲受人が土地を取得し、敷地の拡張として、本件計画変更を申し出されたものです。本件申請については、周辺地区への影響や農業振興上特に問題はないと思います。

議 長

2 番、3 番、船木委員。

船木委員

2 番は、9 月 2 0 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。転用者が自宅から農作業に通うための移動用自動車を駐車する 2 台分のスペースを設けるもので問題はありません。

3 番も同じく、9 月 2 0 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。家の売却に伴う周辺の田畑の処分で、法人の保養施設の拡張に使用するもので問題はありません。

議 長

4 番、5 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。4 番、5 番の案件は、9 月 2 0 日に事務局職員 2 名と現地を確認いたしました。4 番の申請地は、パイプハウスが設置されていましたが、今後耕作していく予定がないということで、パイプハウスの撤去を行い、太陽光パネルの設置が予定されています。周辺農地への影響は無いと思われますので問題はないと思います。

5 番の申請地は、一部住宅への進入路として使用されており、残りは農地として家庭菜園をされておりました。今後、単管パイプを利用した農機具置場及び駐車場、自宅への進入路の拡張が予定されております。周辺農地の影響は無いと思いますので、問題はないと思います。

議 長

6 番から 8 番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。6番は、令和4年9月20日火曜日に事務局職員2名と現地調査を行いました。現在の住宅は老朽化が激しく、また、段差などがあることから、暮らしに不安があり、高齢の両親との生活に困難をきたし始めたために、新築を計画されております。新築にあたっては、現在の住宅が土砂災害特別警戒区域にあり、今回、土砂災害特別区域から外れた隣接地である当該土地に建築することにしたということでございます。現地調査の折は、すでに住宅は建っておりまして、始末書を添付されています。近隣の農地への影響はありません。

7番は、令和4年7月20日水曜日、事務局職員2名と現地調査を行いました。現地は県道とJR芸備線の間に位置し、災害復旧工事の資材置場のため盛土がされ、整備されておりました。この申請は、社用車4台と冬用タイヤなどの備品、宅配用の牛乳保冷剤などの保管用物置として使用するもので、農地に接したところもなく、作付け等に問題なく、異議はございません。

8番は、令和4年9月20日火曜日、事務局職員2名と現地調査を行いました。現地は、南側は県道に面し、西は現在親が居住している実家があり、申請地は休耕となっておりました。この案件は、持病を抱えた高齢の両親を介護するにあたり、子育て世代の家族の生活環境が異なり、両親との同居は難しいため、隣接地へ新築するものです。新築することによる耕作への影響は無いと思われるので、異議はございません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第7号の17件を、「意見なし」と市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第8号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断についてについて221件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 8 号、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の 29 ページをご覧ください。今回、1 番と 2 番で上程している合計 221 筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1 番、2 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。1 番、2 番の案件は、令和 4 年 4 月 27 日、5 月 11 日、18 日、6 月 10 日に橋本推進委員と現地調査を行い、山林、原野であることを確認いたしました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案第 8 号の 221 件を非農地の判断をすることについて決定いたします。以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第 1 号から第 6 号の専決処理に

ついて、５６件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第１号から第６号までの専決処理について説明します。

報告第１号、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出、３８ページから３９ページの１５件、及び報告第２号、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出、４０ページから４４ページの２７件は、広島市農業委員会事務局規程第７条第２項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第３号、非農地証明申請、４５ページの３件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第７条第３項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による農地等の権利取得届出、４６ページの９件は、広島市農業委員会事務局規程第７条第５項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第５号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、４７ページの１件、及び報告第６号、農地転用、農業用施設届出、４８ページの１件は、広島市農業委員会事務局規程第８条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第１号から第６号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第１号から第６号について、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程５、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、遊休農地について事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

遊休農地について事務局森下から説明させていただきます。別冊の配付資料１、２ページをお開きください。広島市全体の遊休農地について書いてありますが、１９２筆、１４０，２２８㎡となりました。その内訳は、令和４年度新たな遊休農地、４６筆、４５，１８３㎡、令和３年度以前からの遊休農地１４６筆、９５，０４５㎡でした。

続いて、表の中ほどにあります令和３年度、昨年度の遊休農地をご覧ください。こちらが、２１５筆、１３２，０７４㎡でした。その表の上に、令和４年度に解消された遊休農地について記載があります。推進委員及び農業委員に遊休農地の解消に努め

ていただいたところ、69筆、37,029㎡解消されました。内訳は、耕作・保全管理された農地が26筆、11,606㎡、非農地等となった農地が43筆、25,423㎡ありました。解消されなかった遊休農地の中で、勧告となる農地はありません。

次の3ページからは、地区協議会毎に遊休農地の筆数及び面積を掲載しておりますので詳細は別途ご覧ください。

続きまして、配付資料の6ページをご覧ください。令和3年度以前からの遊休農地についてです。表の右端に農地所有者等の令和3年度時点の意向を記入しております。また、右から2番目の欄に、令和4年度の調査で、農地がどのような状況であったかを記入しております。このうち、遊休のままである農地については、現在、推進委員が11月末を目標に農地所有者等へ意向調査を実施しているところです。委員におかれましては、推進委員と協力して、意向を聞いていただければと思っております。よろしく願います。また、これらの農地の中で、調査した時は、遊休農地であったが、その後に、耕作・保全管理などがされていまして、事務局までお知らせください。

続いて、勧告農地についてです。16ページをお開きください。勧告が行われる農地は、農業振興地域内の農地で、1,000㎡以上の農地です。現在、農地中間管理機構への意思表示をしておらず、自ら耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合です。また、中間管理機構への貸付申込書の提出のない場合も該当いたします。勧告になりますと、課税強化となり、令和5年度から固定資産税が1.8倍となります。今年度、解消されなかった遊休農地の中で、新たに勧告となる農地はありません。また、昨年度までに勧告済みの農地が、2筆、2,427㎡あります。

これらの勧告済みの農地で、現地が保全管理等されていまして、至急事務局までお知らせください。勧告を取り下げます。

続きまして、令和4年度新たな遊休農地についてです。18ページをお開きください。今年度の利用状況調査の結果をもとに、推進委員に新たな遊休農地を選定していただき、農業委員の確認後、事務局に提出していただきました。また、10月に、事務局は、推進委員と現地調査をいたしまして、この表を作成しております。現在、推進委員が11月末を目標に農地所有者等へ意向調査を実施しているところです。委員におかれましては、推進委員と協力して、意向を聞いていただければと思っております。よろしく願います。

以上で遊休農地の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、令和4年度遊休農地につきましては、現在、推進委員が意向調査を実施されておりますので、その支援をよろしくお願いいたします。

また、本日の資料は、農業委員と現地調査の上、推進委員から提出いただいた現時点での遊休農地ですが、再度、遊休農地でよいのか確認いただきたいと思います。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。

まず、令和5年度広島市農政に関する意見書の提出・議長要請結果報告を鍛冶山職代から報告いたします。

鍛冶山会長職務代理者

配付資料の21ページ、資料2をご覧ください。先月31日に農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名が出席し、市長へ意見書を提出し、また、議長へ農政に関する要請を行いました。提出した意見書は、22ページから26ページとなっております。今回委員の皆様からの意見をもとに提出した事項は、1農地の利活用の推進について、2新規参入の促進について、3持続可能な農業の推進についての3項目でした。

また、松井市長、佐々木議長からは、27ページのような前向きなコメントをいただきました。抜粋してお伝えいたしますが、特に、市長コメント詳細については、28、29ページをお読みいただければと思います。

まず、松井市長からのコメントについてです。1つ目の「農地の利活用の推進について」は、中山間地域の一般農地を重視する必要がある。担い手不足や農地の荒廃について、総合的に対策を行うことが不可欠、区職員と委員で共通の認識をもって対策を考える必要がある。地域主体の農地利活用支援事業を進めていきたい。現在、安佐北区可部今井田をはじめ、4区4地区で話し合いが行われている。成功に向け、地域リーダーである農業委員・推進委員の協力が必要である。都市農地についても生産緑地地区の拡大を図る。また、消費拡大という観点で、都市農地で主に生産される広島菜をこのたび七大葉物野菜として追加したとのことでした。

2つ目の「新規参入の促進」については、利用権の下限面積の引き下げに伴い、実績が上がってきているため、貸付制度の活用について委員からも働きかけをお願いしたいとのことでした。また、農への裾野を広げる食農体験については、食農コーディネーターの増員と取り組み拡充を行うとのことでした。

3つ目の「持続可能な農業の推進」については、SDGsの推進や肥料高騰対策のため、有機農業等の環境にやさしい農業も加速度的に実施する必要がある。市職員が技術習得に努め、気軽に相談できる環境づくりや、相談内容に親身になって対応し技術支援を行っていききたいとのことでした。また、有害鳥獣対策については、「災害」を防止するためのまちづくりの一環として、今まで以上に行政が踏み込んだ対策を行っていききたい。また、今年度から始まった「有害鳥獣駆除捕獲物処理モデル事業」は、今後、事業の成果を検証した上で、本格実施を検討していききたいとのことでした。

次に、佐々木議長からのコメントですが、佐々木議長ご自身も農業をされていたこ

ともあり、中山間地域の農地の活用や、有害鳥獣対策や捕獲後の利用については日々考えているところであるとのことでした。

今回やはり鳥獣対策はとにかく災害であるということを強調されましたので、また前向きな対応が期待できると思います。

議 長

以降については、事務局から報告をお願いします。

事務局（小路次長）

それでは、30ページ、資料3をご覧ください。

令和3年度決算特別委員会の農業関係質疑の要旨についてご報告します。

10月7日に全体会議、10月14日に経済観光環境関係の分科会がありました。

10月7日の全体会議では、安芸区の三宅委員から有害鳥獣対策と森林の管理についての質疑があり、森づくり担当課長が答弁をしております。

まず、「有害鳥獣対策の執行状況について、どのようになっているか。」につきましては、防除、駆除、環境整備の3手法で有害鳥獣対策に取り組んでいる。令和3年度の予算額及び決算額は、防除については、イノシシ捕獲柵等設置事業補助等により、被害農家への電気柵等の施設整備に要する経費に対する補助や、住民が設置する集落防護柵の貸与などを行い、予算額1,052万7千円、決算額は596万5千円である。

次に、駆除については、有害鳥獣駆除事業等により、有害鳥獣駆除班への委託及び被害農家が行う駆除に対する報償金の支給を行い、予算額7,700万2千円、決算額は7,075万3千円である。環境整備については、鳥獣害緩衝帯整備事業により、町内会等が藪の刈り払い等を行い、明るく見通しの良い状態にすることで、鳥獣が出没しにくい環境づくりを行う活動を支援し、予算額113万6千円、決算額は101万1千円であるとの答弁がありました。

次に、「市有林の管理について執行状況はどのようになっているか。」につきましては、樹木の生長を促すための間伐等を行っており、令和3年度には、安芸区阿戸町において約9haの間伐と間伐材の搬出、市内13か所において支障木伐採等を行い、予算額2,488万2千円、決算額は2,429万1千円であるとの答弁がありました。

「有害鳥獣の被害相談の件数はどのようになっているか。」につきましては、イノシシ、シカ、サルの令和3年度における被害相談件数は、東区が107件、南区が11件、西区が142件、安佐南区が153件、安佐北区が328件、安芸区が49件、佐伯区が228件で合計1,018件となっているとの答弁がありました。

最後に「森林の管理について市の見解を聞きたい。」につきましては、森林は、水源かん養や土砂災害防止などの多面的で、重要な役割を担っていることから、森林を適正に管理していくことが重要であると考えている。市有林については、間伐などを適切な時期に行っているほか、私有林については、森林造成事業等で、森林所有者に対して、間伐等の森林施業を行う費用を補助している。また、管理の行き届いていない

私有林については、人工林健全化推進事業で、15年以上放置され、管理されていない人工林の間伐を行う森林所有者へ補助を行っており、これらの事業により、森林を適正に管理していくことで、多様な植物が育成する環境を維持することとなり、有害鳥獣の予防に繋がっていくものと考えているとの答弁がございました。

次に、10月14日の分科会では、安佐北区木島委員から「農業政策について」として、「大椿井堰は、広島県の河川改修事業により、以前の位置より下流に設置され、水の配分が変わり、渇水時には下流の水田耕作に必要な水量が確保できない恐れがある。そのため、広島県に対し、陳情、要望することについて、市農政はどう考えているか。」とあり、農林整備課長が、ほ場整備した農地を将来にわたり適切に保全していくためには、水利をきちんと確保・管理していくことが重要と考える。三篠川沿いのほ場整備を行った水田において耕作に必要な水量が確保できていないという相談や情報はこれまでに聞いていないが、今後、不安の声があれば、農業者の立場に立ち、農地保全に必要な水量の確保について県の担当部局へ対応を申し入れしたいと考えているとの答弁がございました。報告は以上です。

事務局（有馬主査）

続きまして、令和4年第4回地区協議会開催日程について説明いたします。配付資料4の資料の32ページをお開きください。日時としては、期間は令和4年の11月8日の火曜日から11月15日の火曜日まで。時間は午前は10時から12時。午後については2時から4時となっております。当日時間帯が異なる地区がございまして、旧市、及び安佐南区は15時30分から17時15分、佐伯区については16時から17時15分となっております。開催場所についても、可部・安佐地区については、安佐出張所の2階の会議室、佐伯区に関しては、JA広島市五日市中央支店2階会議室となっておりますのでお間違えの無いようお願いいたします。

内容、依頼・報告、その他につきましては、資料4に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和4年11月の現地調査日程についてです。次のページ、33ページ、資料5をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は11月15日火曜日となっております。現地調査の日程調整につきましては、15日の夕方、17時15分から18時頃を目安に電話で連絡調整させていただきます。予め考えている日程につきましては、1日目、11月16日水曜日に午前が旧市、午後は安芸区、第2日目が11月17日木曜日で、午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は安佐北区の白木・高陽地区としております。

3日目は11月18日金曜日で午前は安佐南区、午後は佐伯区とさせていただいております。許可申請の状況によりましては、調査そのものがなくなる場合もございますし、日程の方の調整をさせていただくこともございますのでよろしくお願いいたします。以上となります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和4年第12回総会を終了します。

(委員：意見なし)

議 長

次回の総会は、令和4年12月5日、午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをよろしくお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間にわたりまして、ご苦勞様でございました。先ほども有害鳥獣ということで述べられておりましたけれども、私も前々回少しお話したと思いますけど、私も固定柵を3基管理しておりまして、1基に一人ずつ管理してもらうようにしております。最終的に4月から始まりまして、10月30日で有害鳥獣の捕獲期間が終わりました。私のところで、シカを15頭、イノシシを12頭捕獲をしました。10月31日に安佐北区農林課へ提出したところですが、まだまだ家の周りを見ますと、シカがウロウロとしております。11月に入れば狩猟期間に入るということで、その期間内でも捕獲は、私は有害の方なので出来ないのですが、許可を取ってやればいいのしょうけども、色々な手続きが、また猟友会に入ったり、保険にかけないといけなかったりということもございまして、なかなか捕獲まで、1年間通して捕獲するということは、ちょっと出来ないのでございます。少しは協力したかなといったところです。ご近所の方でも、少しは出ないようになったかねと言われますが、やはり時々シカネットに引っ掛かったりしておりまして、時々お声がかかります。いずれにしても、また、動物の繁殖期に入っておりまして、4月に入るとまたベイビーが生まれて、イノシシ1頭が大体7～8頭の子どもを産みますので、大変な時期かなと思います。皆さんのところも、有害鳥獣に対しては大変なことではないかと思いますが、狩猟免許、罠でも取っていただいて、幾分かでもご協力をお願いできたらと思います。

本日は長時間ご協議いただきましてありがとうございました。気を付けてお帰りください。

以上のとおり、会議のてんまつを記録し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 事 録 署 名 者

議 長
(会 長)

委 員
(河野 芳徳)

委 員
(山縣 由明)
